

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

岐阜国民年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和53年7月から同年9月まで
③ 昭和54年4月から55年3月まで

国民年金の加入手続は、実家の父親から、将来のために加入したと聞いていた。転居に伴う国民年金の手続や、離婚するまでの保険料納付については、自分自身でしたことは無いが、保険料が支払えず未納となってしまった期間については、実家の父親が年金は大切だからと言ってまとめて支払ってくれた。支払ってくれた回数等までは覚えていないが、父親は、律義で実直な性格であり、ましてや部分的な未納などあり得ないと思う。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、特殊台帳により、近接する時期の昭和46年11月から47年3月までの期間が納付とされていたことが確認できたことにより、未納から納付済みに記録訂正がされており、当該時期の記録管理が適正に行われていなかった可能性もうかがわれる。

また、申立人の前夫は、A市B区に転居後、遡って国民年金に加入し、申立期間①の一部及びその直後の期間を過年度納付していることが確認でき、前後の納付状況からも、申立人のみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人の前夫も未納であり、申立期間②及び③直後の期間については、申立人と同様にその前夫も過年度納付、申請免除期間であることから、その当時、保険料納付が困難であったことがうかがえる上、申立期間②の直後の期間が昭和56年1月に過年度納付されており、その時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、国民年金保険料が支払えなかった期間については、申立人の父親がまとめて納付してくれたと述べているが、その父親は既に亡くなっていることから、当時の状況を聴取することができないほか、申立人に聴取して

も、その父親に過年度納付書を渡した経緯などについては記憶が曖昧であり、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、そのほかに関係人の証言も得られないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 5 月 16 日まで
② 昭和 40 年 8 月 5 日から 41 年 5 月 30 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 8 月 22 日まで
④ 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

昭和 44 年 12 月 25 日に脱退手当金が支払われたと記録されているが、脱退手当金の請求手続をした覚えも無く、受け取った覚えも無い。また、退職時に退職金等も受け取っていない。納得がいかないので、脱退手当金支給記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③と④の間にあるA社での被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立期間である4回の被保険者期間と同一の記号番号で管理されていた同社の被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、A社は申立期間③及び④の関連事業所であり、申立人はこの両事業所間の異動は転勤であると供述している上、同社の被保険者期間は申立期間③及び④より長期間であることから、申立人が同社の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から同年9月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで

申立期間①については、会社が倒産する数か月前に数人の同僚から国民年金への切替えの話を聞いたので、自分がA市役所で、申立期間②については、勤めていた会社で雇用更新されなかったため、同様に自分がA市役所で加入して、保険料を納付した。加入手続をした際、持参した年金手帳に記録してもらった。申立期間が未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした際、持参した年金手帳に記録してもらったと述べているところ、申立人が提示した当該年金手帳には、「重複取消届(60.2.15)」と記載されていることから、申立人には厚生年金保険記号番号が複数存在していたため、昭和60年2月15日に厚生年金保険の記録を一つにまとめる手続をしたものと推認される。

また、申立人は、申立期間に係る資格喪失手続は行ったことが無く、保険料を納めなければ自動的に厚生年金保険に切り替わると述べるなど申立内容が不合理である。

さらに、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に対して国民年金保険料の徴収は行われなかったものと考えられるほか、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

岐阜国民年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から58年12月まで
昭和54年8月頃に父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は、私が納付書で銀行に納付した。申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は53か月と長期間である上、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年3月頃に払い出されている上、申立期間直後の59年1月から60年3月までの国民年金保険料が61年4月22日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたと推認でき、その時点では、申立期間は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られない上、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 22 日から 37 年 4 月 26 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録は、脱退手当金が支払われたことになっているが、受給した記憶が無い。申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社及びグループ会社であるB社において、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人と同時期に被保険者記録が確認できる75名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、43名に受給資格があり、23名についてA社又はB社を資格喪失後に脱退手当金が支給された記録が確認でき、申立人を含め3組6名が、それぞれ同一の支給決定日である上、A社の事業主は、退職者に対し個別に脱退手当金制度を説明し、請求手続の代行をしていた旨の回答をしており、申立人の同僚も、脱退手当金の請求手続は、会社の労務課が代行してくれたので受給した旨の回答をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和37年9月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年10月25日まで
昭和25年5月16日に脱退手当金支給済みとなっているが、A社(現在は、B社) C支部を24年10月25日に退職して25年1月*日に結婚式を挙げ、それ以後、D町で生活しており、現金を受領した覚えは無い。当時は、貯金封鎖の時代で結婚の支度にお金が必要な時だったが、退職金も無く、脱退手当金のことも知らず、請求手続をしたことは無い。調査の上、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和25年5月16日当時は通算年金制度創設前であり、結婚退職をした申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月12日から37年1月11日まで
昭和28年9月12日から37年1月まで勤務したA社での記録が脱退手当金の支給対象期間として残っているが、支給された記憶は無い。脱退手当金の支給対象期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年5月25日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から37年7月17日まで
昭和38年2月11日にA社で、脱退手当金を受給したことになるが、
高齢であり脱退手当金を受給した記憶が無いので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の前後に記載されている女性100名のうち、被保険者期間が2年以上を有する受給資格者17名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13名に脱退手当金の支給記録があり、11名について資格喪失日の9か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同僚は、「会社で脱退手当金の説明を受けた。会社が代行して請求手続して、一時金を受領した。」と回答しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。